

令和8年3月23日

各位

HOYA株式会社

代表執行役 池田 英一郎

HOYA株式会社による会社分割に関する事前開示（追加）

HOYA株式会社（以下「吸収分割会社」という）及びHOYAアイケアリテイリング合同会社（以下「吸収分割承継会社」という）との間で締結した令和7年11月5日付吸収分割契約書に基づき、令和8年4月1日を効力発生日として吸収分割を行うことに関し、令和7年11月14日から会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前備置書類(以下「本事前備置書類」といいます。)を本店に備え置いておりますが、本事前備置書類の内容に更に変更が生じたため、会社法施行規則第183条第7号の規定に基づき、下記のとおり追加して備え置きます。

なお、下記における用語は、本事前備置書類において定義した各用語と同一の意義を有するものとしたします。

記

第6 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第183条第5号）

吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

1. 自己株式の消却

2025年5月1日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第178条の規定に基づき、資本効率の向上と発行済株式総数の減数を通じた株主利益の増進を図る観点から、2025年2月3日の取締役会決議に基づき取得した自己株式の消却を決議いたしました。

(1) 消却する株式の種類 普通株式

(2) 消却する株式の総数 2,736,600株

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.79%)

(3) 消却実施日 2025年5月14日

(4) 消却後の発行済株式総数 343,122,620株

2. 剰余金の配当(期末配当)

2025年5月22日開催の取締役会において、以下のとおり、2025年3月31日を基準日とする剰余金の配当について決議いたしました。

- (1) 基準日 2025年3月31日
- (2) 1株当たり配当金 115円00銭
- (3) 配当金総額 39,417百万円
- (4) 効力発生日 2025年6月2日
- (5) 配当原資 利益剰余金

3. 税務訴訟の判決

2025年6月、吸収分割会社は、東京地方裁判所（以下「裁判所」という）から、2013年6月に吸収分割会社が受けた移転価格税制に基づく更正処分を受けて提起していた取消訴訟に関して、2007年3月期から2011年3月期までの5事業年度に係る更正処分額のうち、法人税・地方税等約13億円を取り消すこととなる内容の判決の言い渡しを受けました。

今回の判決のうち処分の取り消しが認められなかった部分につきましては、吸収分割会社の主張と相違があるため、法令に則り、処分の取り消しを求めて控訴を提起しました。裁判所の判決の受領は、吸収分割会社の連結財務諸表に重大な影響を与えることはない見込みです。

4. 会社分割（簡易吸収分割）による日本国内の内視鏡事業の分社化

吸収分割会社は、2026年5月1日（予定）を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社の日本国内の内視鏡事業を、新たに設立した吸収分割会社の完全子会社であるPENTAX Medical 合同会社（本効力発生日までに、吸収分割会社の完全子会社であるHOYA Holdings N.V.の完全子会社となる予定です。）に吸収分割により承継し（以下「本会社分割」といいます。）、分社化することを決定しました。なお、本会社分割は簡易吸収分割です。

5. 会社分割（簡易吸収分割）及び音声合成ソフトウェア事業の事業譲渡

吸収分割会社は、2025年10月27日付で、吸収分割会社の音声合成ソフトウェア事業を吸収分割会社の100%子会社であるリードスピーカー・ジャパン株式会社に承継させる吸収分割を行い、また同会社、ReadSpeaker B.V.、及びReadSpeaker Korea Co., Ltd.の株式を株式会社丸の内キャピタル（本社：東京都千代田区、社長：藤田 正敦）が管理・運

営する丸の内キャピタル第三号投資事業有限責任組合の特別目的会社に譲渡いたしました。

6. 自己株式の取得

2025年8月21日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第459条第1項及び吸収分割会社定款第39条の規定に基づき、株主還元を強化するとともに、資本効率の向上及び機動的な資本政策の遂行を図る観点から、自己株式取得に係る事項について決議しました。

- (1) 取得対象株式の種類 普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 620万株を上限とする
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.81%)
- (3) 株式の取得価額の総額 1,000億円を上限とする
- (4) 取得期間：2025年8月22日～2026年1月21日（約定ベース）
- (5) 取得方法：投資一任契約に基づく市場買付
- (6) その他：取得予定の自己株式は、株主還元を目的に消却を予定

7. 剰余金の配当（中間配当）

2025年10月31日開催の取締役会において、以下のとおり、2025年9月30日を基準日とする剰余金の配当について決議いたしました。

- (1) 基準日 2025年9月30日
- (2) 1株当たり配当金 125円00銭
- (3) 配当金総額 42,549百万円
- (4) 効力発生日 2025年11月28日
- (5) 配当原資 利益剰余金

8. 自己株式の消却

2025年12月23日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第178条の規定に基づき、資本効率の向上と発行済株式総数の減数を通じた株主利益の増進を図る観点から、2025年8月21日の取締役会決議に基づき取得した自己株式の消却を決議いたしました。

- (1) 消却する株式の種類 普通株式

(2) 消却する株式の総数 4,708,300株

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.37%)

(3) 消却実施日 2026年1月9日

(4) 消却後の発行済株式総数 338,414,320株

9. 自己株式の取得

2026年1月30日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第459条第1項及び吸収分割会社定款第39条の規定に基づき、株主還元を強化するとともに、資本効率の向上及び機動的な資本政策の遂行を図る観点から、自己株式取得に係る事項について決議しました。

(1) 取得対象株式の種類 普通株式

(2) 取得し得る株式の総数 500万株を上限とする

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.48%)

(3) 株式の取得価額の総額 1,000億円を上限とする

(4) 取得期間：2026年2月2日～2026年7月17日 (約定ベース)

(5) 取得方法：投資一任契約に基づく市場買付

(6) その他：取得予定の自己株式は、株主還元を目的に消却を予定

第5 吸収分割承継会社に関する事項 (会社法施行規則183条第4号)

2. 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

1. 吸収分割会社からの借入

吸収分割承継会社は、吸収分割承継会社の事業開始直後の円滑な事業体制維持を目的として、2026年3月に吸収分割会社から借り入れを行うことを予定しております。

以上